

厚生労働省神奈川労働局発表
平成24年6月28日

担 当	神奈川労働局雇用均等室
	室長 白髭かすみ
	地方短時間労働指導官 荒井 麻希
	電話 045-211-7380

県内企業8社がくるみマークを取得 ～平成24年度第1四半期～

- 平成24年度第1四半期において、以下の8社が次世代育成支援対策推進法に基づき認定されました。

ソニーエンジニアリング株式会社
横浜信用金庫（2回目）
株式会社アイネット
日揮株式会社（2回目）
富士ソフト株式会社（3回目）
三浦藤沢信用金庫
コンティネンタル・オートモーティブ株式会社
浜銀ファイナンス株式会社

これにより、神奈川県内の次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業は、43社（延べ52社）となりました。認定企業は別紙1のとおりです。

- 行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、必要書類を添えて申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定（くるみマークの認定）を受けることができます。
- 認定を受けた事業主は、右記のマーク（くるみん）を広告、商品、求人広告等につけ、子育てサポート企業であることをPRできます。



別紙1 次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業一覧

参考1 認定基準

参考2 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）（抄）

神奈川県内の認定企業一覧

NO	企業名	所在地	
1	NECモバイリング株式会社	横浜港北区(東京移転)	
2	NECマイクロシステム株式会社 (現社名 ルネサスマイクロシステム株式会社)	横浜市神奈川区	
3	株式会社富士通ゼネラル ……2回	川崎市高津区	
4	日揮株式会社 ……2回	横浜市西区	
5	新キャタピラー三菱株式会社 (現社名 キャタピラー・ジャパン株式会社)	相模原市(東京移転)	
6	湘南信用金庫	横須賀市	
7	東芝情報システム株式会社	川崎市川崎区	
8	株式会社みつば ……2回	横浜市西区	* 1
9	NECエレクトロニクス株式会社 (現社名 ルネサス エレクトロニクス株式会社)	川崎市中原区	
10	株式会社横浜銀行	横浜市西区	
11	株式会社ファンケル	横浜市中区	
12	三菱化工機株式会社 ……2回	川崎市川崎区	
13	株式会社富士通ワイエフシー	横浜市神奈川区	* 1
14	富士ソフト株式会社 ……3回	横浜市中区	
15	株式会社エクサ	川崎市幸区	
16	株式会社KELK	平塚市	* 1
17	横浜信用金庫 ……2回	横浜市中区	
18	株式会社富士テクノソリューションズ	横浜市港北区	
19	東京濾器株式会社 ……2回	横浜市都筑区	
20	株式会社ぱど	横浜市中区	
21	ソニー・エルエスアイ・デザイン株式会社	横浜市保土ヶ谷区	
22	相鉄ビジネスサービス株式会社	横浜市西区	* 1
23	芝浦メカトロニクス株式会社	横浜市栄区	
24	株式会社エフサスネットワークソリューションズ (現社名 富士通エフサスシステムズ株式会社) ……2回	横浜市中区	* 1
25	株式会社NTTデータMSE	横浜市都築区	
26	日本モレックス株式会社	大和市	
27	コストコ ホールセール ジャパン株式会社	川崎市川崎区	
28	株式会社富士通ソーシャルサイエンスラボラトリ	川崎市中原区	
29	学校法人岩崎学園	横浜市西区	* 1
30	株式会社ニフコ	横浜市戸塚区	
31	株式会社富士通アドバンスソリューションズ	横浜市神奈川区	
32	株式会社CIJ	横浜市西区	
33	株式会社ハミングコーポレーション	横浜市神奈川区	* 2
34	東京ガスライバル飯田株式会社	横須賀市	* 1
35	パイオニア株式会社	川崎市幸区	
36	三菱ふそうトラック・バス株式会社	川崎市幸区	
37	生活協同組合パルシステム神奈川ゆめコープ	横浜市港北区	
38	株式会社メタテクノ	川崎市中原区	* 1
39	ソニーエンジニアリング株式会社	藤沢市	
40	株式会社アイネット	横浜市西区	
41	三浦藤沢信用金庫	横須賀市	* 1
42	コンティネンタル・オートモーティブ株式会社	横浜市神奈川区	
43	浜銀ファイナンス株式会社	横浜市西区	* 1

* 1…労働者数101名以上300名以下

* 2…労働者数100名以下

認 定 基 準

- 認定基準 1** 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
- 認定基準 2** 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
- 認定基準 3** 策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- 認定基準 4** 平成21年4月1日以降に新たに策定・変更した行動計画について、公表及び従業員への周知を適切に行っていること。
- 認定基準 5** 計画期間内に、男性の育児休業等取得者が1人以上いること。
 【常時雇用する労働者の数が300人以下の一般事業主の特例】
 計画期間内に男性の育児休業等取得者がいない場合でも、次のいずれかに該当すれば基準を満たす。
 ①計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）。
 ②計画期間内に、小学校就学前の子を養育する労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。
 ③当該計画の開始前3年以内の期間に、育児休業等を取得した男性労働者がいること。
- 認定基準 6** 計画期間内の女性労働者の育児休業等取得率が70%以上であること。
 【常時雇用する労働者の数が300人以下の一般事業主の特例】
 計画期間内の女性の育児休業取得率が70%未満である場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が70%以上であれば基準を満たす。
- 認定基準 7** 3歳から小学校就学前の子を養育する労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」※を講じていること。
 ※1 これら制度は、育児・介護休業法第24条第1項第3号により事業主が必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている措置です。
 ※2 「始業時刻変更等の措置」とは、以下のような措置をいいます。
 ・フレックスタイム制度 ・始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
 ・事業所内保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与
- 認定基準 8** 次の①～③のいずれかを実施していること。
 ① 所定外労働の削減のための措置
 ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
 ③ その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- 認定基準 9** 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号) (抄)

(一般事業主行動計画の策定等)

第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

4 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

(一般事業主行動計画の労働者への周知等)

第十二条の二 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前条第六項の規定は、同条第一項に規定する一般事業主が第一項の規定による措置を講じない場合について準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第十三条 厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(表示等)

第十四条 前条の規定による認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。